景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱

制　　定　平成 18 年８月 17 日
最近改正　令和 8 年９月 1 日

（趣旨）

第１条　この要綱は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）及び大阪市都市景観規則（平成 11 年大阪市規則第１号。以下「規則」という。）に基づく景観計画区域内における行為の規制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議書の様式）

第２条　条例第 13 条第２項の協議書の様式は、第１号様式及び第２号様式のとおりとする。

（届出書の様式）

第３条　条例第 14 条の届出書の様式は、第３号様式及び第４号様式のとおりとする。

（通知書の様式）

第４条　条例第 18 条の通知書の様式は、第５号様式のとおりとする。

（添付図書の様式）

第５条　規則第３条第１項第１号の景観配慮事項説明書の様式は、第６号様式のとおりとする。

（大規模建築物に係る事前協議）

第６条　条例第 13 条第１項の規定による協議をしようとする者が、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（昭和 49 年５月１日制定）の規定による協議（以下この条において「大規模協議」という。）を行う場合には、条例第 13 条第１項の規定による協議は、大規模協議の中で行うものとする。

（完了等の届出）

第７条　条例第 17 条の規定による届出は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止した日から 14 日以内に行うものとする。

２　規則第６条第１項の工事完了等届出書の様式は、第７号様式のとおりとする。

（実施の細目）

第８条　この要綱の施行について必要な事項は、計画調整局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 19 年３月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成 29 年 10 月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日前に、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第１項の規定による届出を行った者については、この要綱による改正前の景観計画区域内における行為の届出に関する取扱要綱第３条から第６条までの規定は、なおその効力を有する。

附　則

１　この要綱は、令和２年 10 月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日前に、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第１項の規定による届出を行った者については、この要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第５条の規定は、なおその効力を有する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第１号様式から第５号様式までの規定及び第７号様式による用紙は、この要綱による改正後の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年 11 月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱第１号様式から第５号様式までの規定による用紙は、この要綱による改正後の景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。